

(案)

静岡市立こども園の配置適正化方針

平成 28 年 9 月

(令和 5 年 3 月 改訂)

静 岡 市

目次

1	はじめに	1
2	配置適正化に関するこれまでの取り組み	2
3	現状と課題	3
	(1) 少子高齢化の進行と就学前児童数の減少	3
	(2) 保育施設の入園申込者数の推移	4
	(3) 保育施設数と定員数の推移	5
	(4) 教育・保育提供区域ごとの保育施設利用申込状況	6
	(5) 市立こども園の老朽化の進行	6
	(6) 多様化する幼児期の教育・保育ニーズへの対応	7
4	配置適正化の基本的考え方	9
	(1) 民間活力の最大限の活用（民間でできるものは民間で）	9
	(2) アセットマネジメントによる資源の有効活用	9
	(3) 市立こども園の担うべき役割の確保（民間でできないものは行政で）	9
	ア 民間だけでは対応が難しいニーズへの対応	9
	イ 災害時の緊急保育や避難所としての役割	11
	ウ 現場から施策へのフィードバック	11
5	配置適正化の進め方	12
	(1) 方針の位置付け	12
	(2) 対象区域及び対象施設	12
	(3) 対象期間	12
	(4) 配置適正化の取組の手法	13
	(5) 在園児及びその保護者への配慮	14
	(6) 対象園の決定及び公表	15
6	配置適正化により期待できる効果	16

1 はじめに

本市では、従来から「静岡市公立保育園の適正配置・民営化について」（平成18～26年度）に基づき、市立保育園の建替え民営化や統廃合の取組を進めてきました。

平成28年9月には、市立こども園の老朽化や、今後見込まれる人口減少に伴う財政規模の縮小、子ども・子育て支援ニーズの多様化といった現状を踏まえ、「静岡市立こども園の配置適正化方針（平成28年度～令和4年度）」を策定しました。

「静岡市立こども園の配置適正化方針」は、市立こども園の民営化や統廃合を通じて老朽化施設を解消しつつ、地域の幼児期の教育・保育の需給バランスを調整するとともに、その過程で生まれる資源を有効活用することで、多様化する子ども・子育て支援ニーズに対応していくことを目的として策定された方針です。

平成28年度以降、方針に基づき第1次から第4次対象園までの配置適正化に取り組んできましたが、方針策定から6年半が経過し、市立こども園の老朽化は更に進行しており、子どもたちにとって安心・安全で快適な教育・保育環境を整えるために、引き続き老朽化施設の解消を早期かつ計画的に行う必要があります。

また、本市の少子高齢化も更に進行していることから、今後は、就学前児童数の更なる減少を踏まえた長期的な視点で、地域の実情に応じて幼児期の教育・保育の量の適正化を図っていく必要があります。

さらに、子ども・子育て支援の充実を巡って、こども基本法の制定やこども家庭庁の創設など、国全体で大きな動きが生じる中、本市においても令和5年度からの静岡市第4次総合計画で「子どもが安心して育ち、子育てしやすい環境の充実」を重点政策に掲げ、様々な取組を推進していくところです。市立こども園においても、インクルーシブ教育・保育の推進や、教育・保育の質の向上のための適正な人員配置など、多様な教育・保育ニーズに対応していくための取組を更に進めていく必要があります。

このような背景を踏まえ、このたび「市立こども園の配置適正化方針」の改訂を行うこととしました。改訂版では、配置適正化の基本的な考え方は従来の方針を踏襲しつつ、市立こども園を取り巻く現状や、市立こども園の役割として取り組むべき具体的な取組を整理しました。また、中長期的な視点で取組を推進していくため、将来的（静岡市アセットマネジメント基本方針の期間である令和25年度までを目途）な配置適正化の目指すべき姿を示すとともに、対象施設の選定の優先度についても記載しました。

今後も引き続き市立こども園の配置適正化を推進し、その過程で生まれる資源（人材・財源等）を有効活用することで、様々な子ども・子育て支援に関する施策に取り組み、安心して子どもを産み育てやすいまちを目指してまいります。

2 配置適正化に関するこれまでの取り組み

本市では、「静岡市公立保育園の適正配置・民営化について」（計画期間：平成18～26年度）に基づき、以下の市立保育園の建替え民営化や統廃合等を進めてきました。

【取組実績】

- 平成19年4月 公設民営の竜南保育園、北沼上保育園を完全民営化
- 平成21年4月 江尻保育園を民営化（えじり保育園に）
- 平成22年3月 城東保育園、大河内保育園を廃園
4月 清水有度東保育園を民営化（うど東保育園に）
- 平成23年4月 清水飯田東保育園を民営化（清水みらい保育園に）

また、平成28年9月には「静岡市立こども園の配置適正化方針（平成28年度～令和4年度）」を策定し、「民間活力の最大限の活用（民間でできるものは民間で）」「アセットマネジメントによる資源の有効活用」「市立園の役割の確保（民間でできないものは行政で）」の3つの基本的考え方のもと、待機児童解消のための取り組み（民間保育施設の整備等による保育定員枠の拡大など）と並行して、第1次～第4次対象園の配置適正化の取り組みを進めてきました。取組の結果、1園を廃止、1園を民営化、4園を2園に統合民営化（公表含む）しました。

【取組実績】

- 令和2年3月 【第1次対象園】 興津南こども園を廃園
- 令和2年4月 【第1次対象園】 新富町こども園を建替え民営化
- 令和3年3月 【第3次対象園】 小黒こども園・八幡こども園の統合・民営化を公表
(令和10年予定)
- 令和3年4月 【第2次対象園】 三保こども園・折戸こども園を統合・建替え民営化
(まつぼっくりこども園に)

※ 第四次対象園については現在決定・公表に向けて調整中

【取組効果】

- ・老朽化施設が解消され、安心・安全で快適な教育・保育環境が整備できた。
- ・地域の実情に応じた統廃合・建替え民営化を通じて、教育・保育の需給の均衡を図ることができた。
- ・市有財産の縮減により、施設の維持・更新費等の財政負担が軽減された。
- ・民営化した園は公私連携幼保連携型認定こども園（p.14参照）となり、市の職員配置基準を満たしつつ、運営主体がそれぞれの創意工夫により特色のあるサービスを提供できている。

3 現状と課題

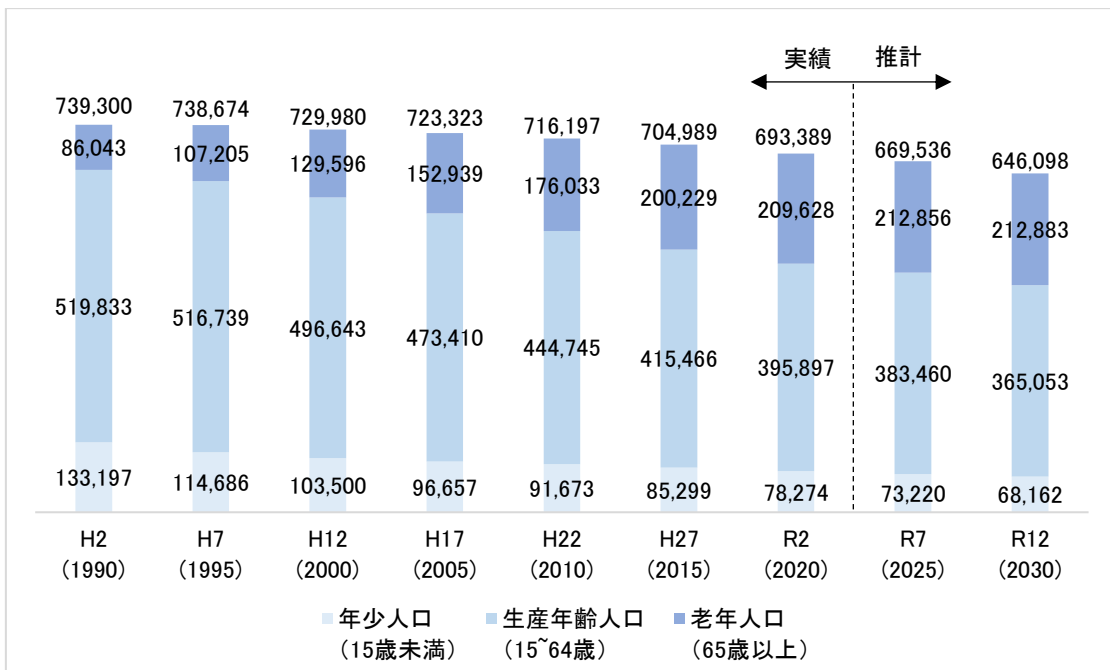
市立こども園の配置適正化を進めるにあたり、本市の人口推移や保育施設の定員・入園申込状況、市立こども園の老朽化の状況など、本市の教育・保育サービス及び市立こども園を取り巻く現状と課題を整理していきます。

(1) 少子高齢化の進行と就学前児童数の減少

本市の人口は平成2年（1990年）をピークに減少に転じており、令和2年（2020年）時点で693,389人となっています。令和12年（2030年）の推計人口は646,098人となっており、令和2年（2020年）と比較して6.8%減少すると予測されています。

令和2年（2020年）から令和12年（2030年）の人口の推移を年代別に見ると、老年人口（65歳以上）は1.5%増であるのに対し、生産年齢人口（15-64歳）は7.8%減、年少人口（15歳未満）は12.9%減と、更なる少子高齢化の進行が予想されています。

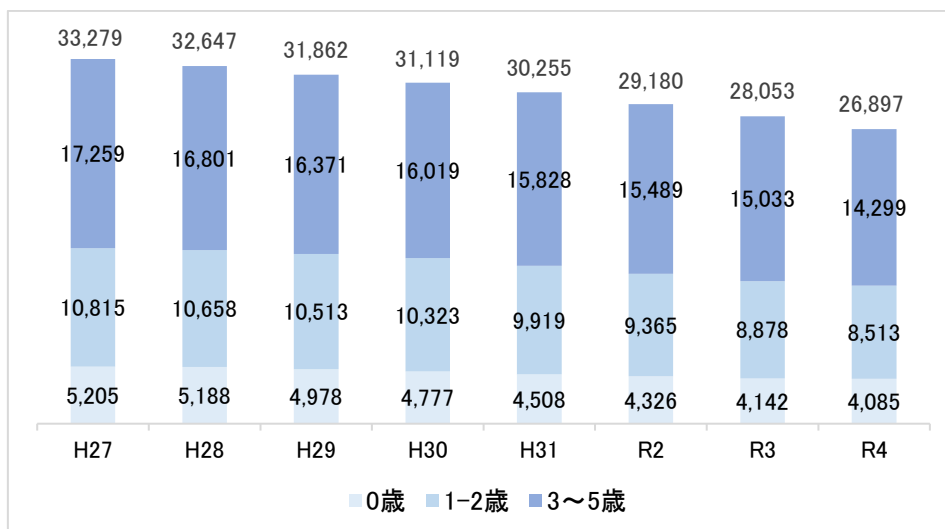
表1 本市の人口推移



総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」を基に作成

就学前児童数（0～5歳）も減少を続けており、年々減少幅は大きくなっています（表2）。平成27年度（2015年度）から令和4年度（2022年度）にかけて、就学前児童数は33,279人から26,897人となり、19.2%の減となっています。年齢別の内訳を見ると、低年齢児の減少幅がより大きく、平成27年度（2015年度）から令和4年度（2022年度）にかけて0歳児は21.5%の減、1-2歳は21.3%の減、3-5歳は17.2%の減となっています。

表2 就学前児童数の推移



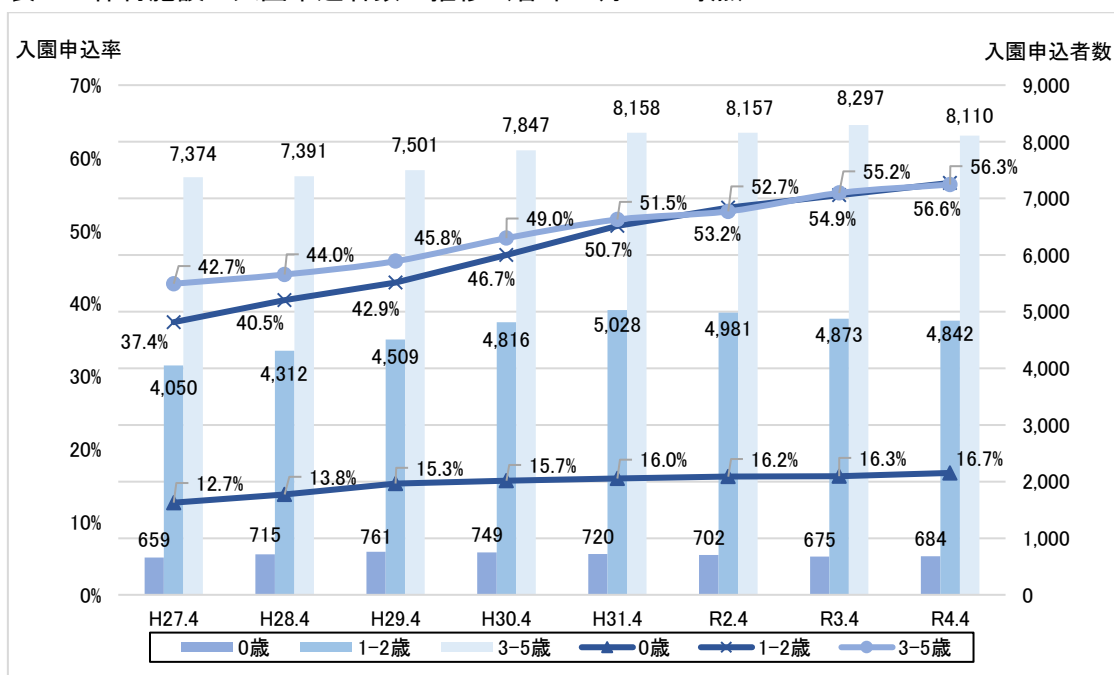
静岡市人口統計表（各年3月末時点）より

(2) 保育施設の入園申込者数の推移

保育施設の入園申込者数と入園申込率の推移（各年4月1日時点）は表3のとおりです。入園申込率^{※1}については女性就業率の増加等により増加傾向が続いています。

一方、入園申込者数^{※2}についてはこれまで増加傾向にありましたが、就学前児童数（表2）の減少が続いた結果、平成31（令和元）年度を境に横ばいとなっています。

表3 保育施設の入園申込者数の推移（各年4月1日時点）



※1 入園申込率：入園申込者数÷就学前児童数

※2 保育施設の入園申込者数：認定こども園（保育部分）、保育所、地域型保育事業の入園申込者数（市外保育施設への申込者含む）

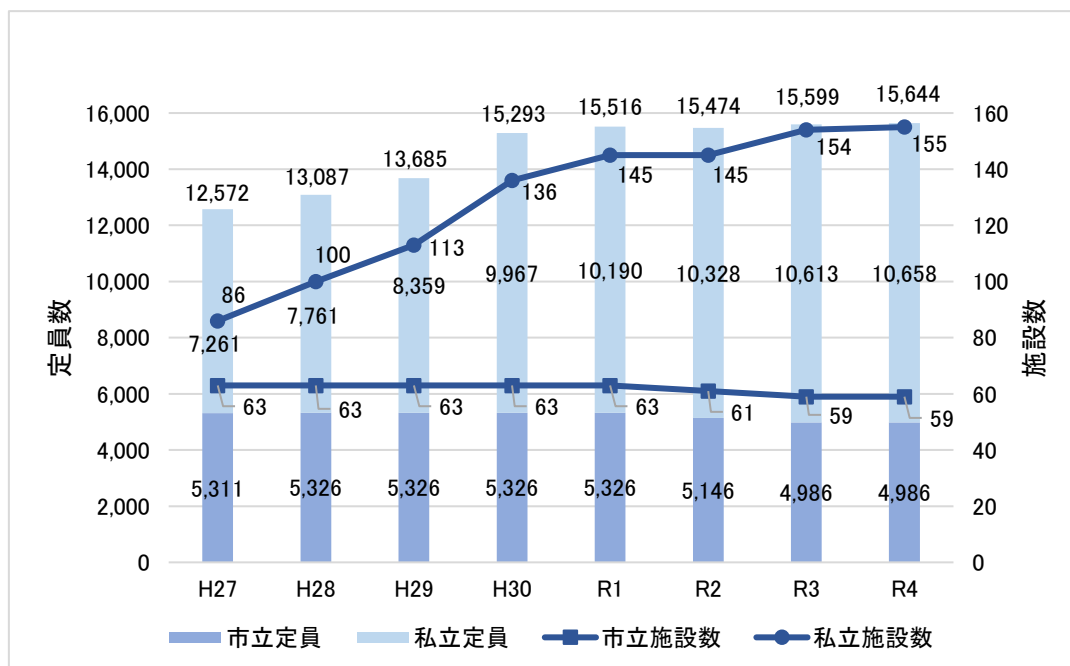
(3) 保育施設数と定員数の推移

本市の保育施設の施設数と定員数の推移は表4のとおりです。本市では、待機児童の解消のため、平成27～29年度にかけて私立保育施設の新設、私立幼稚園の認定こども園移行等の施設整備を集中的に進めてきました。その結果、平成30年度から私立保育施設の定員数が大幅に拡大し、待機児童数は平成30年度以降5年連続で0人（各年4月1日時点）となっています。（表5）

平成30年度以降は、市立こども園の配置適正化に伴い市立こども園の定員数が微減となる一方、私立園の定員数が微増となり、全体として保育定員数は横ばいとなっています。

直近の状況を見ると、令和4年4月1日時点の定員数は15,644人（表4）であるのに対し、入園申込者数（0-5歳児計）は13,636人（表3）となっており、市全体においては定員数が申込者数を上回る状況となっています。

表4 保育施設数と定員数の推移（市立・私立別）



保育施設数：認定こども園、保育所、地域型保育事業の施設数

定員数：認定こども園（保育部分）、保育所、地域型保育事業の定員数

表5 待機児童数の推移（各年4月1日時点）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
141人	46人	40人	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 教育・保育提供区域ごとの保育施設利用申込状況

令和4年4月1日時点の保育施設定員数及び入園申込者数は表7のとおりです。全体として、私立園と比較し市立園の申込率が低い傾向にあります。

教育・保育提供区域（14区域）ごとにみると、申込率は静岡中央・静岡城北・静岡西南区域などで高く、静岡西北・清水庵原・由比蒲原区域などで低い傾向にあるなど、区域によって需給バランスに差がみられます。

就学前児童数が今後更に減少する可能性を踏まえると、区域ごとの申込状況、市立園・私立園を含めた区域内の保育資源の状況など、地域の実情に応じて幼児期の教育・保育の量の適正化を図っていく必要があります。

表7 教育・保育提供区域ごとの保育施設の定員数及び申込者数（市立・私立別）

令和4年4月1日時点

区域	市立			私立			合計		
	定員	申込者	充足率	定員	申込者	充足率	定員	申込者	充足率
静岡中央	100	100	100.0%	1,168	1,107	94.8%	1,268	1,207	95.2%
静岡北	75	22	29.3%	848	755	89.0%	923	777	84.2%
静岡城北	75	78	104.0%	1,193	1,143	95.8%	1,268	1,221	96.3%
静岡東	435	359	82.5%	968	882	91.1%	1,403	1,241	88.5%
静岡西北	335	256	76.4%	324	272	84.0%	659	528	80.1%
静岡山間	36	7	19.4%	-	-	-	36	7	19.4%
静岡東南	310	189	61.0%	931	931	100.0%	1,241	1,120	90.2%
静岡西南	940	757	80.5%	1,146	1,179	102.9%	2,086	1,936	92.8%
静岡長田	660	401	60.8%	724	705	97.4%	1,384	1,106	79.9%
清水羽衣	330	255	77.3%	1,017	894	87.9%	1,347	1,149	85.3%
清水有度	660	518	78.5%	1,040	989	95.1%	1,700	1,507	88.6%
清水庵原	700	529	75.6%	1,181	1,033	87.5%	1,881	1,562	83.0%
清水山間	45	8	17.8%	-	-	-	45	8	17.8%
由比蒲原	285	133	46.7%	118	109	92.4%	403	242	60.0%
合計	4,986	3,612	72.4%	10,658	9,999	93.8%	15,644	13,611	87.0%

定員数・申込者数：認定こども園（保育部分）、保育所、地域型保育事業

充足率：申込者数÷定員数

(5) 市立こども園の老朽化の進行

本市の市立こども園は、昭和40～50年代に整備された園が多く、老朽化が進行しています。令和4年4月1日時点で、市立こども園56園のうち、築年数40年以上が経過している園が約半数を占めています（表8）。引き続き市内全体の老朽化施設の解消を進め、子どもたちにとって安心・安全で快適な教育・保育環境を整えていく必要があります。

表8 市立こども園の建築年度別施設数（令和4年4月1日時点）

築年数	園数	割合	区域内訳													
			静岡中央	静岡北	静岡城北	静岡東	静岡西北	静岡山間	静岡東南	静岡西南	静岡長田	清水羽衣	清水有度	清水庵原	清水山間	由比蒲原
10～19	10	18%			1		1	1			1	2		3		1
20～29	5	9%		1			1			1			1	1		
30～39	14	25%				1	1	1	3				3	1	3	1
40～49	20	36%				2	1	2	1	3	4	1	2	1		3
50～	7	13%	1	1		1			1	2				1		
計	56	100%	1	2	1	4	4	4	5	6	5	3	6	7	3	5

一方で、少子高齢化に伴う市税収入の減及び扶助費等の支出増により、本市の財政状況は今後更に厳しくなることが予想され、将来的に老朽化施設の維持費更新経費が大幅に不足することが見込まれている状況です。

「静岡市アセットマネジメント基本方針（平成26年4月策定、令和4年3月改定）」によると、市立こども園を含む本市の公共建築物（平成24年時点で1,529施設）の多くは老朽化が進み、築30年以上経過している施設が全体の約55%を占めています。施設の大量更新時代が到来する今後30年間において、仮に全ての既存公共建築物を保有し続けた場合、維持更新費が年間あたり約188億円不足する見込みとなっています。

こうした状況を見据えると、将来にわたって施設の維持・改修経費の負担増をできる限り抑えるため、老朽化施設の解消にあたっては、総資産の適正化、長寿命化の推進、民間活力の導入など、アセットマネジメント※に基づいて進めていく必要があります。

※アセットマネジメント…計画的に効率よく施設の整備や維持管理を行うことで施設の寿命を延ばしたり、施設の利活用促進や統廃合をすすめることで将来負担の軽減を図り、都市経営上の健全性を維持する手法

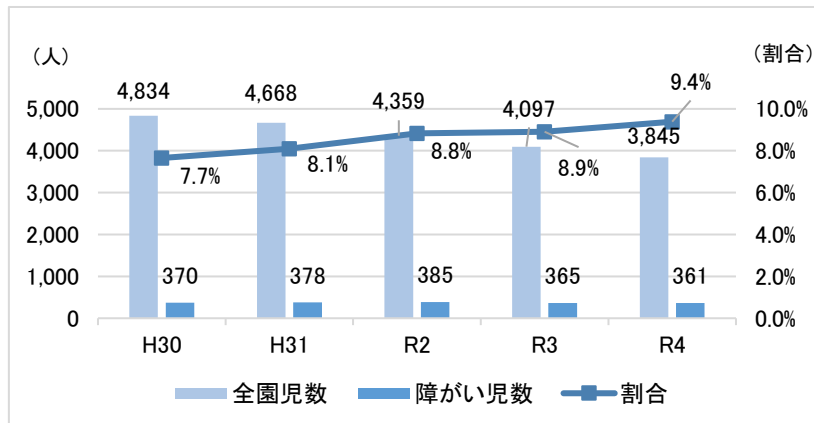
（6）多様化する幼児期の教育・保育ニーズへの対応

近年、障がいをもっている子ども、医療的ケアを必要とする子ども、外国籍の子どもなど、配慮や支援を必要とする子ども（以下「多様な背景を有する子ども」）の受け入れが増加しています。

市立こども園では、障がい等の有無に関わらず、すべての子どもの違いを受入れ、共に育つ環境を提供するという理念の下、全園で配慮や支援を必要とする子どもの受け入れを行っています。

市立こども園における障がい児の受入れ状況は表9のとおりです。市立こども園の全園児数は年々減少している一方、障がい児数に大きな変動はなく、全園児に占める障がい児の割合は年々上昇しています。

表9 市立こども園における障がい児の受入れ状況（各年4月1日時点）



また、市立こども園では、令和3年9月の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行により設置者の責務とされた医療的ケア児の受入について、令和3年度から受入れを開始し、令和4年度は4園で4人を受入れていています。

さらに、市立こども園では、民間では対応が難しい特別な支援を要する困難を抱えた家庭（子育て困難家庭）の子どもを受入れ、通常保育に加えて、子育て困難家庭の子どもに係る行政機関との連携等様々な対応を行っています。

加えて、災害時には、市立こども園で緊急保育を実施するとともに、一部の市立こども園は乳幼児優先の避難所として指定され、災害時に避難者を受入れることとなっています。

このような多様化する教育・保育ニーズに対し、市立こども園が責任をもって対応していくために、市立園としての役割を明確化し、将来にわたって役割を果たしていくために必要な施設規模や職員体制を確保していく必要があります。

4 配置適正化の基本的考え方

以上述べたような現状と課題を踏まえ、今後の配置適正化の取組は、以下の基本方針に基づき、計画的に進めていくものとします。

(1) 民間活力の最大限の活用（民間でできるものは民間で）

幼児期の教育・保育分野は、民間活力の活用による効果的なサービスの提供が特に期待できる分野です。これまでも民間のこども園、保育園、幼稚園などにより、それぞれの創意工夫により十分なノウハウが蓄積され、適切な運営、質の高い教育・保育サービスの提供がなされてきました。今後も民間活力を最大限に活用した配置適正化を進めていきます。

(2) アセットマネジメントによる資源の有効活用

子どもたちにとって安全で快適な教育・保育環境の確保のため、老朽化施設の解消を早急かつ計画的に進める必要があります。一方で、少子高齢化による地域の教育・保育需要の減少や、人口減少に伴う市の収入減、義務的経費の増加などによる厳しい財政状況を踏まえ、静岡市アセットマネジメント方針にもとづき、市立こども園の配置適正化を進め施設の維持・改修経費を削減する必要があります。

静岡市アセットマネジメント基本方針の3つの基本方針「総資産量の適正化」「長寿命化の推進」「民間活力の導入」に基づき、必要なサービス水準を確保しつつ施設数の縮減及び長寿命化を推進するとともに、民間活力を積極的に活用し、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

市立こども園の統廃合や民営化により生まれた資源は、子どもをより産み育てやすいまちを実現するために、妊娠・出産期の支援の充実や、保護者の就労状況に柔軟に対応しうる多様な保育・地域子育て支援の充実、インクルーシブ教育・保育の充実などに活用し、多様化する子ども・子育て支援のニーズにきめ細かく対応していきます。

(3) 市立こども園の担うべき役割の確保（民間でできないものは行政で）

市立こども園の役割を以下の3つに整理し、これらの役割を果たしていくために、一定程度の市立こども園を存置します。

ア 民間だけでは対応が難しいニーズへの対応

① インクルーシブ教育・保育の充実

市立園では、平成30年度以降、受入れている障がい児数に大きな変動はないものの、全園児に占める障がい児の割合は年々上昇しており、令和4年4月は9.4%となっています。また、令和5年1月時点で、医療的ケア児4人、外国籍の子どもで日本語での意思疎通が難しい子どもを30人受入れています。

こうしたことから、多様な教育・保育ニーズに対応し、質の高い教育・保育を提供していくためには、全ての子どもが同じ場で共に育つ環境を提供するとともに、一人ひとりに

きめ細かい教育・保育を行う「インクルーシブ教育・保育」の理念・考え方を、市立園の職員全員が理解し実践することが必要です。

そのため、障がい児や医療的ケア児、外国籍の子どもなど配慮を必要とする子どもへの質の高い支援を行うために、経験年数に応じた各階層別研修において子どもの特性に合わせた関わり方の研修を行い、更に令和3年度から「インクルーシブ教育・保育」に特化した研修を行っています。また、障がい児保育については、各市立園において特別支援教育コーディネーターを選任し、若手職員に対し、障がい児保育に係る相談・指導、保育現場における実地指導を行っています。

また、配慮を必要とする子ども一人ひとりに合った教育・保育を実践するために、地域の医療・療育を支えている医療機関や療育施設と連携するとともに、研修講師としての指導や専門的見地からの助言をいただくなど市立園職員の資質向上を図っています。

今後は、保育教諭の配置基準を見直し、配慮を必要とする子どもへのきめ細かく手厚い教育・保育を行うとともに、発達が気になる2歳児への早期支援を行っていきます。

また、特別支援の経験が少ない勤続10年未満の職員を対象に、児童発達支援施設での実習を含めた特別支援教育基礎研修を行い、職員の支援技術の向上を図っていきます。

施設面においても、「インクルーシブ教育・保育」の実践として、「共に育つ」環境整備のために、園舎建替え時や大規模改修時にバリアフリー化やインクルーシブ遊具を設置していきます。



多目的トイレ



インクルーシブ遊具

② 困難を抱えた子どもの受入・支援

市立園では、困難を抱えた子どもを含めたすべての子どもが教育・保育を受けることができるよう、子育て困難家庭の子どもを受入やその保護者に対する子育て支援、地域における子育てに不安を抱えている保護者への支援など、地域における身近なセーフティーネットとしての役割を引き続き担っていく必要があります。

そのため、保育教諭への研修や実施指導による教育・保育の質の向上を行うとともに、保護者の子育てに関する悩みや子育て困難家庭等への支援、関係機関との連携を保育教諭とともに保育ソーシャルワーカーを新たに配置します。保育ソーシャルワーカーの配置

により、様々な事情を抱えている子どもや家庭の早期発見・早期支援や保育教諭のみでは適切な対応が困難なケースへの対応を行っていきます。

また、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）において、配慮を必要とする子どもへの支援を幼児教育・保育から小学校教育に円滑に継続していくために、市立園の公開保育、小学校の公開授業への相互参加等により子どもの特性を共有するとともに、その子に最適な就学先に繋げています。

③ 中山間地域などにおける教育・保育の提供

中山間地域など、民間事業者の参入が見込まれず、近隣に代替園も存在しない地域については、市立園が責任を持って教育・保育を提供していきます。

イ 災害時の緊急保育や避難所としての役割

災害時においては、仮に私立園が休園した場合でも、市立園において緊急保育を実施するほか、乳幼児世帯対象の避難所として避難者を受入れます。

ウ 現場から施策へのフィードバック

市立園の保育現場から得られる知見・情報をもとに、保護者ニーズや現場の課題を把握し、これまでにキッズゾーン・キッズガードの設置、医療的ケア児の受入などを行ってきました。

今後も、保護者の就労状況や子育ての両立等の変化・多様化に伴い、さらに多様な保育ニーズが発生することが考えられることから、公民の保育施設間で情報共有や意見交換を積極的に行い、保育現場における課題や保護者からの要望・意見を把握し、市全体の保育サービスの向上に努めていきます。

以上の3つの基本的考え方にに基づき、配置適正化の取組を計画的に進めることで、将来的（アセットマネジメント基本方針の期間である令和25年度までを目途）には以下のような姿を目指します。（中山間地域を除く。）

○就学前児童数や利用者数の見込に応じた適切な手法により区域ごとの配置適正化を進め、市立と私立併せた市全体での保育の受皿が確保できている。

○市立子ども園は、統廃合・民営化した園の職員を他の市立子ども園に配置し、インクルーシブ教育・保育が充実し、子どもへの手厚い支援が行われている。

○民営化した園は、市立子ども園における教育・保育の内容を引継ぎながら、民間独自の創意工夫による質の高い教育・保育サービスが提供できている。

○市立子ども園の建物が計画的な建替え・改修により長寿命化が図られている。

○幼児期の教育・保育の提供区域（市内14区域）ごとに、0歳～5歳児の定員を有する市立子ども園を1～2園程度配置している。

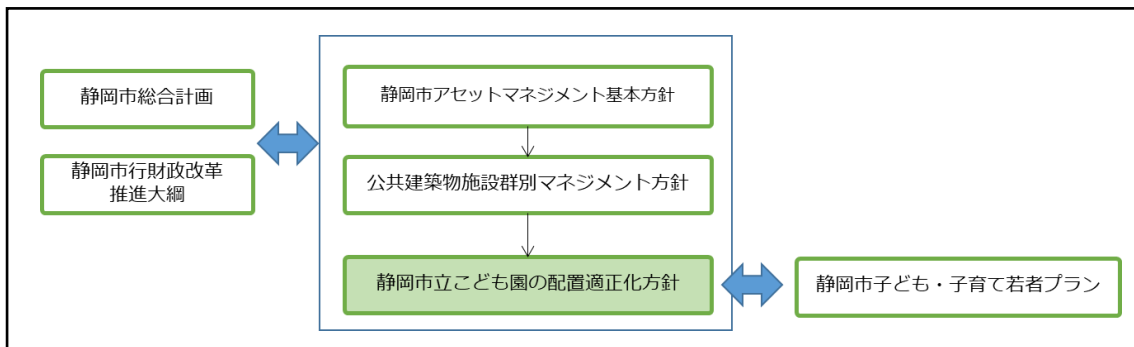
5 配置適正化の進め方

(1) 方針の位置付け

「静岡市立こども園の配置適正化方針」は、「静岡市アセットマネジメント基本方針」及び「公共建築物施設群別マネジメント方針」に基づき、市立こども園のアセットマネジメントの取組を計画・検討するための分野別方針として位置づけるものとします。

また静岡市総合計画、静岡市行財政改革推進大綱等、静岡市子ども・子育て・若者プラン（静岡市子ども・子育て支援事業計画）と整合性を図るものとします。

静岡市立配置適正化方針の位置づけ



(2) 対象区域及び対象施設

「静岡市子ども・子育て支援事業計画（「静岡市子ども・子育て・若者プラン」第6章）」では、幼児期の教育・保育の提供区域として、14の区域を設定しており、本方針においても、この14区域を踏襲します。

本方針の対象施設は、市内の市立こども園*です。

対象園の選定にあたっては、特に老朽化が著しい園を優先としつつ、利用率が著しく低いなど、園の利用状況等も加味して優先度を決定することとします。

なお、市立こども園の配置適正化の検討にあたっては、私立の認定こども園・保育所・幼稚園、地域型保育事業等の状況など、全市的な保育資源を含めて考慮するものとします。

※本市の市立幼稚園・保育所は、「静岡市立幼稚園・保育所移行方針」（平成26年2月策定）に基づき、平成27年4月に原則すべて認定こども園に移行しました。

(3) 対象期間

本方針の対象期間は、令和12年度までとします。なお、方針の進捗状況や社会環境に大きな変化があった場合は、必要に応じて内容の見直しを図ります。

(4) 配置適正化の取組の手法

「4 配置適正化の基本的考え方」に基づき、以下の手法で市立こども園の配置適正化を進めていきます。

統廃合	対象区域の教育・保育需要に、周辺の既設園で対応できる場合は、施設の老朽化や経済的な観点から統合又は廃止
民営化	対象区域の教育・保育需要に、周辺の既設園だけで対応できる見込みがなく、民間による効果的・効率的な運営が可能な場合は、民営化
存置	人口減少区域の保育機能の確保や民間だけでは対応が難しいニーズへの対応など市立園が担うべき役割を果たすため、市立園として存置

ア 統廃合

老朽化により建替の必要性がある市立園のうち、当該区域で保育需要の減少が続いている又は将来的に減少が予測される地域で、近隣に受け皿となる保育施設がある場合は、地域の保育需要を踏まえつつ保育資源の適正配置や費用対効果などを考慮し、統廃合を検討します。

- ・対象となる市立園を廃止又は近隣の市立園と統合します。
- ・園舎は、施設の状態等により、別の公共施設への転用を検討した上で、余剰となる場合は解体・処分とします。
- ・園の土地は公共用地としての利活用を検討した上で、余剰となる場合は原則売却します。

イ 民営化

市立園のうち、対象区域の教育・保育需要に、周辺の既設園だけで対応できる見込みがなく、民間による効果的・効率的な運営が可能な場合は、民営化を検討します。

- ・対象となる市立園を廃止又は統合し、民間園を新設します。
- ・民営化にあたっては、公私連携幼保連携型認定こども園（※）として民営化することを前提とします。
- ・募集事業者は、幼保連携型認定こども園の設置主体となれる社会福祉法人又は学校法人となります。事業者の決定にあたっては、その適正等について外部有識者の意見を踏まえて選考し、適格な事業者を担い手とします。

※公私連携幼保連携型認定こども園

民設民営であるものの、提供される教育・保育の機能等への市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブ（公有設備の無償・廉価での譲渡・貸付）が働くよう設計された新しい運営形態（認定こども園法第34条）。相手先の選定に関する公正な手続や運営に関する市民・第三者・市町村によるチェックを機能させることが必要とされている。なお、幼保連携型認定こども園は設置者が管理することとされているため、指定管理者制度の適用はない（認定こども園法第26条で準用する学校教育法第5条）。

ウ 市立園として存置

民間参入が見込まれず近隣に代替園が存在しない地域での教育・保育機能の確保や、民間だけでは対応が難しいニーズへの対応など、市立園として果たすべき役割を考慮し、一定数の市立園を各区域に存置します。

- ・引き続き市立園として市が運営します。
- ・老朽化が著しい園は、市が新たな園舎に建替えます。新たな園舎については、当該区域の保育需要量に基づき、定員数や施設面積などを決定します。
- ・建替えまでに一定の期間を要する市立園は、計画的な改修により維持保全を図ります。

(5) 在園児及びその保護者への配慮

3歳児クラス以上の在園児が卒園まで引き続いて同じ市立園で教育・保育を受けられるよう、対象園の公表から民営化等の施行まで一定の期間を設けます。

0～2歳の在園児については、特に園が廃止される場合の転園先について、保護者の意向を最大限尊重して対応します。

また、対象園の在園児やその保護者が不安を抱くことのないよう、スケジュールや詳細について説明会を開催する等により保護者に丁寧に説明し、不安や疑問の解消に努めます。

【統廃合の場合】

5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	目標年度
○検討	○説明 ・保護者 ・関係先 ○公表				●統廃合 ○旧園舎解体 ○土地 活用／処分

【民営化の場合】

5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	目標年度
○検討	○説明 ・保護者 ・関係先 ○公表 ○移管先募集	○移管先決定 ○仮園舎 ・建設	○三者協議会 ・利用 ○旧園舎解体 ○新園舎 ・設計 ・建設	○引継保育	●民営化 ○仮園舎 ・解体

【市立園として存置する場合】

5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	目標年度
○検討	○説明 ・保護者 ・関係先 ○公表	○仮園舎 ・建設	・利用 ○旧園舎解体 ○新園舎 ・設計 ・建設		●新園舎 運営開始 ○仮園舎 ・解体

(6) 対象園の決定及び公表

対象園の決定・公表については、毎年度2～3園程度を目安としつつ、対象となる区域の教育・保育の需給状況や園の周辺環境等を含めて個別に検討していきます。

【対象園の公表・実施スケジュールのイメージ】

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	五次対象園公表	準備			◎統廃合、民営化又は存置		
		六次対象園公表	準備		◎統廃合、民営化又は存置		
			七次対象園公表	準備		◎統廃合、民営化又は存置	
				八次対象園公表	準備		

6 配置適正化により期待できる効果

(1) 教育・保育サービスの向上

ア 人材や施設の有効活用

統廃合や民営化により生み出された保育教諭等の人材を、既存の市立園に手厚く配置することなどにより、幼児期の教育・保育や子育て支援サービスの更なる充実のために活用できます。

また、廃止した市立園の土地・施設については、基本的に解体・処分することで将来の維持管理経費を縮減していきますが、施設の状態から転用が可能である場合には、他の用途での活用も検討します。

イ 民営化に伴う多様なサービスの提供

公私連携幼保連携型認定こども園として民営化されることにより、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、地域の子育て支援の場としても機能するなど、認定こども園のメリットが受け継がれることはもちろん、公私連携型となることで、市立こども園が設定している手厚い職員配置基準も継続して適用されます。

その上で、民営化を契機に民間事業者のノウハウが加わることにより、地域のニーズを反映した多様なサービスが提供されることも期待できます。例えば、英会話・水泳等、独自の教育プログラムなど、市立こども園よりも多様なサービスの提供も期待できます。

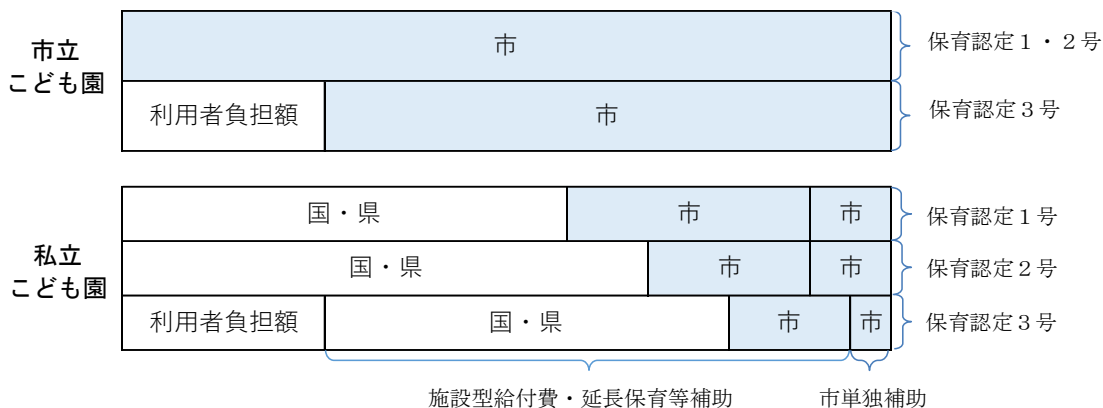
(2) 経済的効果

市立こども園の民営化又は統廃合により生まれた財源を、既存の市立こども園や子育て支援サービスの更なる充実のために有効活用できます。

ア 経常的経費（運営費）

市立園の運営費は、利用者負担額以外は市の一般財源で賄うのに対し、私立認定こども園の場合は、運営費の一部に国・県の財源が充てられるため、民営化した場合は市の財源負担割合が小さくなります。

運営費の総額に対する負担割合のイメージ



※市立園の運営費には一部国の地方交付税措置があるが、用途を明示しない一般財源として扱われ、その分をしゅん別できないため表していない。

※私立園の運営に係る市支出は、国が定めた公定価格に基づく施設型給付の他、職員の処遇改善等のための市単独補助を含む。

イ 臨時的経費（建替費用）

市立園として存置し施設を建て替える場合、全額市の負担であるのに対し、建替え民営化の場合は国・県からの補助金や民間事業者自身の負担により、市の財政負担が抑えられます。

建替えに対する負担割合のイメージ



こども園1園の建替えにかかる市費の試算は概ね次のとおりです。

(ア) 市立のまま存続し、施設を建て替える場合 約5.3億円

(イ) 建替えを機に民営化する場合 約1.8億円

※3 鉄骨造2階建、延床面積1,000㎡（120名定員想定）を前提条件として算出。

※4 (ア)においてその財源の一部に市債(施設整備事業(一般財源化分)、対象経費の50%)を充てる場合、当該市債に係る後年度の償還額の全額が交付税措置(基準財政需要額に算入)されるが、上記額はその分を考慮していない。

巻末表1 市立こども園一覧 (1/2)

令和4年4月1日時点

区域	園名	定員				建築年度	経過年数	耐震性能
		1号	2号	3号				
				0歳	1-2歳			
静岡中央	田町こども園		60	6	34	s47 (1972)	50	I a
静岡北	安倍口こども園	37	15			h8 (1996)	26	I a
	安倍口中央こども園		37	3	20	s47 (1972)	50	I b
静岡城北	安東こども園	180	60	3	12	h17 (2005)	17	I a
静岡東	西奈こども園	70	30			h3 (1991)	31	I a
	長沼こども園		97	3	30	s44 (1969)	53	I b
	上土こども園		81	9	30	s56 (1981)	41	I a
	瀬名川こども園		116	9	30	s51 (1976)	46	I b
静岡西北	藁科こども園	37	15			s57 (1982)	40	I a
	服織こども園		84	6	30	h22 (2010)	12	I a
	中藁科こども園		51	3	16	s58 (1983)	39	I a
	服織中央こども園		91	9	30	h11 (1999)	23	I a
静岡山間	井川こども園	9	9			s49 (1974)	48	I b
	清沢こども園	9	9			h16 (2004)	18	I a
	梅ヶ島こども園	9	9			s55 (1980)	42	I a
	大川こども園	9	9			s59 (1984)	38	I b
静岡東南	久能こども園	30	15			s59 (1984)	38	I a
	大谷こども園	60	30			s63 (1988)	34	I a
	東豊田こども園	70	30			h2 (1990)	32	I a
	東豊田中央こども園		90	9	46	s53 (1978)	44	II
	小黒こども園		71	3	16	s37 (1962)	60	II
静岡西南	中田こども園		124	12	54	s46 (1971)	51	I a
	中村町こども園		124	12	54	s49 (1974)	48	I a
	八幡こども園		61	3	26	s45 (1970)	52	II
	登呂こども園		107	9	54	h10 (1998)	24	I a
	富士見台こども園		94	6	40	s50 (1975)	47	II
	高松こども園		104	12	44	s55 (1980)	42	I a
静岡長田	用宗こども園		54	9	27	s54 (1979)	43	I a
	丸子こども園		89	9	32	h15 (2003)	19	I a
	下川原こども園		118	12	40	s50 (1975)	47	I a
	東新田こども園		121	9	40	s54 (1979)	43	I a
	広野こども園		75	6	19	s55 (1980)	42	I a

巻末表 1 市立こども園一覧 (2/2)

令和 4 年 4 月 1 日時点

区域	園名	定員				建築年度	経過年数	耐震性能
		1号	2号	3号				
				0歳	1-2歳			
清水羽衣	清水こども園		74	6	30	h21 (2009)	13	I a
	川原こども園		90	6	44	h20 (2008)	14	I a
	駒越こども園		57	3	20	s50 (1975)	47	I a
清水有度	高部こども園	100	30			h4 (1992)	30	I a
	入江こども園		88	6	26	s48 (1973)	49	I a
	飯田北こども園		125	6	39	h11 (1999)	23	I a
	高部中央こども園		84	6	30	s58 (1983)	39	I b
	有度西こども園		76	6	18	s60 (1985)	37	I b
	有度北こども園		81	9	30	s52 (1977)	45	I a
清水庵原	辻こども園		82	8	40	s62 (1987)	35	I a
	飯田南こども園		90	6	34	h22 (2010)	12	I a
	西久保こども園		57	3	30	h19 (2007)	15	I a
	横砂こども園		41	3	16	s55 (1980)	42	I a
	原こども園		94	6	30	h22 (2010)	12	I a
	庵原こども園		51	3	16	s32 (1957)	65	I b
	興津北こども園		62	3	25	h8 (1996)	26	I a
清水山間	小島こども園	37	15			h2 (1990)	32	I a
	小河内こども園	30	15			s63 (1988)	34	I a
	和田島こども園	37	15			s59 (1984)	38	I a
由比蒲原	由比こども園	60	15			s52 (1977)	45	I a
	由比中央こども園		64	6	30	h15 (2003)	19	I a
	入山こども園		22	2	6	s54 (1979)	43	I a
	蒲原西部こども園		37	3	10	s48 (1973)	49	I a
	蒲原東部こども園		57	3	30	h2 (1990)	32	I a

【東海地震の耐震性能】

- I a 優れている（軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる）
 - I b 良い（倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される）
 - II やや劣る（倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることも想定される）
- ※II 以上は、建築基準法上の耐震性能を満たしている。

指定都市別・設置者別施設の設置状況（令和4年4月1日現在）

	認定こども園			幼稚園			保育所等			合 計		
	市立	私立	計	市立	私立	計	市立	私立	計	市立	私立	計
札幌市	1	157	158	9	70	79	22	374	396	32	601	633
仙台市	0	83	83	1	65	66	33	305	338	34	453	487
さいたま市	0	6	6	1	99	100	61	117	178	62	222	284
千葉市	2	38	40	0	58	58	55	249	304	57	345	402
横浜市	0	25	25	0	255	255	84	596	680	84	876	960
川崎市	0	18	18	0	66	66	12	509	521	12	593	605
相模原市	1	65	66	2	19	21	23	117	140	26	201	227
新潟市	1	118	119	8	6	14	83	84	167	92	208	300
静岡市	52	56	108	0	25	25	3	102	105	55	183	238
浜松市	0	74	74	58	41	99	20	107	127	78	222	300
名古屋市	0	100	100	21	132	153	90	562	652	111	794	905
京都市	0	19	19	16	96	112	21	229	250	37	344	381
大阪市	0	99	99	52	83	135	87	614	701	139	796	935
堺市	16	115	131	8	24	32	0	94	94	24	233	257
神戸市	0	178	178	32	49	81	57	253	310	89	480	569
岡山市	19	38	57	45	8	53	36	103	139	100	149	249
広島市	1	54	55	19	61	80	87	163	250	107	278	385
北九州市	0	55	55	4	72	76	20	214	234	24	341	365
福岡市	0	8	8	0	115	115	7	446	453	7	569	576
熊本市	0	94	94	6	19	25	19	154	173	25	267	292

※認定こども園：幼保連携型、幼稚園型、(保育所型)、地方裁量型

※保育所等：保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業